

目次 ○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 (県例規集登載)		岡山県公報	
		発行 岡山県	
環境企画課		担当課(室)	
			目次
			担当課(室)

◎岡山県告示第二百五十六号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年年度分の補助金から適用する。

平成二十七年五月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表環境文化部の部岡山県小水力発電導入促進補助金の項を削り、同部児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金の項中「、ボランティア保険加入については一人一回三十円で算定した額」を削り、同部岡山県産業廃棄物処理業育成支援事業費補助金の項中「優良な産業廃棄物処分業者」を「産業廃棄物処理業者」に改め、同部岡山県スポーツ振興補助金の項中「県内に」を「これに加盟するオリンピックで実施される種目の競技団体並びに県内に」に改め、同項の次に次のように加える。

岡山県スポーツ合宿支援事業補助金	スポーツ団体等が行う合宿の誘致の促進	県外に所在する団体	県内の社会体育施設を利用して実施するスポーツの合宿	宿泊料にあつては実際の延べ宿泊人員に二千円を乗じて得た額、施設使用料にあつては補助対象経費の二分の一。ただし、七十五万円を限度とする。
------------------	--------------------	-----------	---------------------------	---